

令和5年(行ウ)第312号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤暁 外4名

被告 新宿区

令和6年(行ウ)第81号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 青山真也 外68名

被告 新宿区

令和6年(行ウ)第86号 伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤暁 外5名

被告 新宿区

準備書面 (2)

令和6年7月19日

東京地方裁判所 民事第51部2B係 御中

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目2番地5小谷田ビル6階

viola法律事務所 (送達場所)

電話 03 (6274) 8541

FAX 03 (6274) 8542

被告訴訟代理人弁護士 佐藤 雅彦



同 吉田 清悟



〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

被告指定代理人 中山 祐一

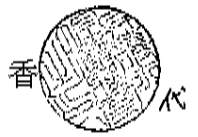


同 大野 晋平



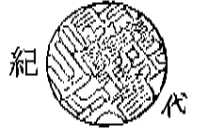
同

黒 田 由 香



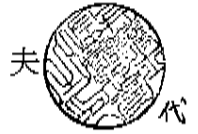
同

安 川 正 紀



同

矢 島 哲 夫



被告が、「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」を名宛人とした伐採許可（甲 8）を行った経緯は以下のとおりである。

- 1 被告は、令和 5 年 2 月 1 7 日、「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」を申請者とする許可申請を受けたため（甲 7）、同申請者である「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」を名宛人とした許可（甲 8）を令和 5 年 2 月 2 8 日に行った。

また、被告は、令和 5 年 8 月 2 5 日、「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」を申請者とする許可申請を受けたため（甲 5 0）、同申請者である「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」を名宛人とした許可（甲 4 9）を令和 5 年 9 月 8 日に行った。

- 2 伐採許可にかかる法令又は条例において、申請者及び処分の名宛人の資格に関する定めはなく、被告は、「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」名義で伐採許可申請がされた経緯の詳細を知る立場にないが、今般、事業者から以下のとおりの説明を受けた。

- (1) 明治神宮外苑は、宗教法人明治神宮の一部門であり、同宗教法人と別個の法人格を有するものではない。

- (2) 本件伐採許可申請の起因となっている明治神宮第二球場・ゴルフ練習場他解体工事の工事請負契約は「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」名義で契約されていることから、本件伐採許可申請も「明治神宮外苑 苑長 石井拓藏」名義で行なった。

以上